

## 変更条文対照表

就業規則等変更届別紙  
株式会社プラス・ワン

\_\_\_\_\_は変更箇所を示す

規則規定の種類		派遣社員就業規則	変更年月日	令和5年4月1日
変更前		変更後		
条項	条文	条項	条文	
第66条 2項	子の看護休暇は、1日単位または半日単位で請求することができる。	第66条 2項	<u>子の看護休暇は、1日単位または時間単位で取得できるものとし、時間単位については、始業時刻から連続または終業時刻まで連続して取得することができる。</u>	
第67条 2項	介護休暇は、1日単位または半日単位で請求することができる。	第67条 2項	<u>介護休暇は、1日単位または時間単位で取得できるものとし、時間単位については、始業時刻から連続または終業時刻まで連続して取得することができる。</u>	
第103条 2(1)	超過勤務時間が毎月1日から月末までの1カ月間において60時間以下の場合、毎年4月1日を起算日とした1年間で360時間を超えた場合は25%の割増しとする。	第103条 2(1)	<u>超過勤務時間が毎月1日から月末までの1カ月間において60時間以内の場合は25%、60時間を超えた場合は50%の割増しとする。</u>	

- (注)
1. 規則規定の種類欄には、就業規則・賃金規定・退職金規定・その他の規定等の種別を記入して下さい。
  2. 条項の欄には、変更前・変更後共に第〇章・第〇条・第〇項等の条項を記入して下さい。
  3. 提出部数は2部です。